

高隈演習林の林業労働に関する考察

著者	山添 精三, 肥後 芳尚
雑誌名	鹿児島大学農学部演習林報告
巻	1
ページ	1-12
URL	http://hdl.handle.net/10232/895

高限演習林の林業労働に関する考察

山添精三 ・ 肥後芳尚

On the Forest Labor in Takakuma Experimental Forest

Seizo YAMAZOE and Yoshinao Higo

(Laboratory of Forest Policy)

I 高限演習林の事業概要

鹿児島大学農学部附属高限演習林は、大隅半島の北西部、鹿児島県垂水市にあつて、その面積3,080ha、明治42年、鹿児島高等農林学校演習林として、農商務省より所管替され、それ以来、教育、研究のため、また、それに関係して各種事業のため経営されてきた。昭和35年度に実行された事業、第1表のようである。

高限演習林は総額960万円余の経費を支出して、各種の事業を実行しているが、その内47%は賃

第1表 昭和35年度高限演習林事業

事業種別	事業量	経費	備考
素材生産	m ³ 1,126.87	2,934,412 円	
造林	新植 71.09 ha 補植 53.93 ha 保育 319.10 ha	3,333,905	苗圃, 新植, 補植, 保育
害虫防除	191.12 ha	382,779	スギタマバエ防除
土木	車道手入 10.300 m	186,933	林道手入, 林道設計
調査	収穫 27.24 ha 造林地 2.00 ha	33,366	収穫調査, 造林地調査
学生実習		90,980	実習手伝, 器具手入製作, 炊事等
試験研究		56,828	施肥, 植栽密度, 屋久杉の試験
管理		2,040,972	巡視, 境界検定, 作業電話維持, 建物修繕, 常勤作業員給料手当, 備品消耗品費等
計		9,060,175	

金として労働者雇用（後述の技術補佐員及び臨時用務員を除く。）のため支払われている。ただし演習林には技術補佐員（1名）、臨時用務員（6名）という名称の常勤作業員がいるが、これらのものの職務内容は事務的、あるいは労務的のもの入混っており、また給与は日給及び賞与が事業費から支給されているが、勤務の実態から見て、一般作業員と同一取扱は不相当と考えられるので、以下これらは便宜的に除外して取扱うこととした。

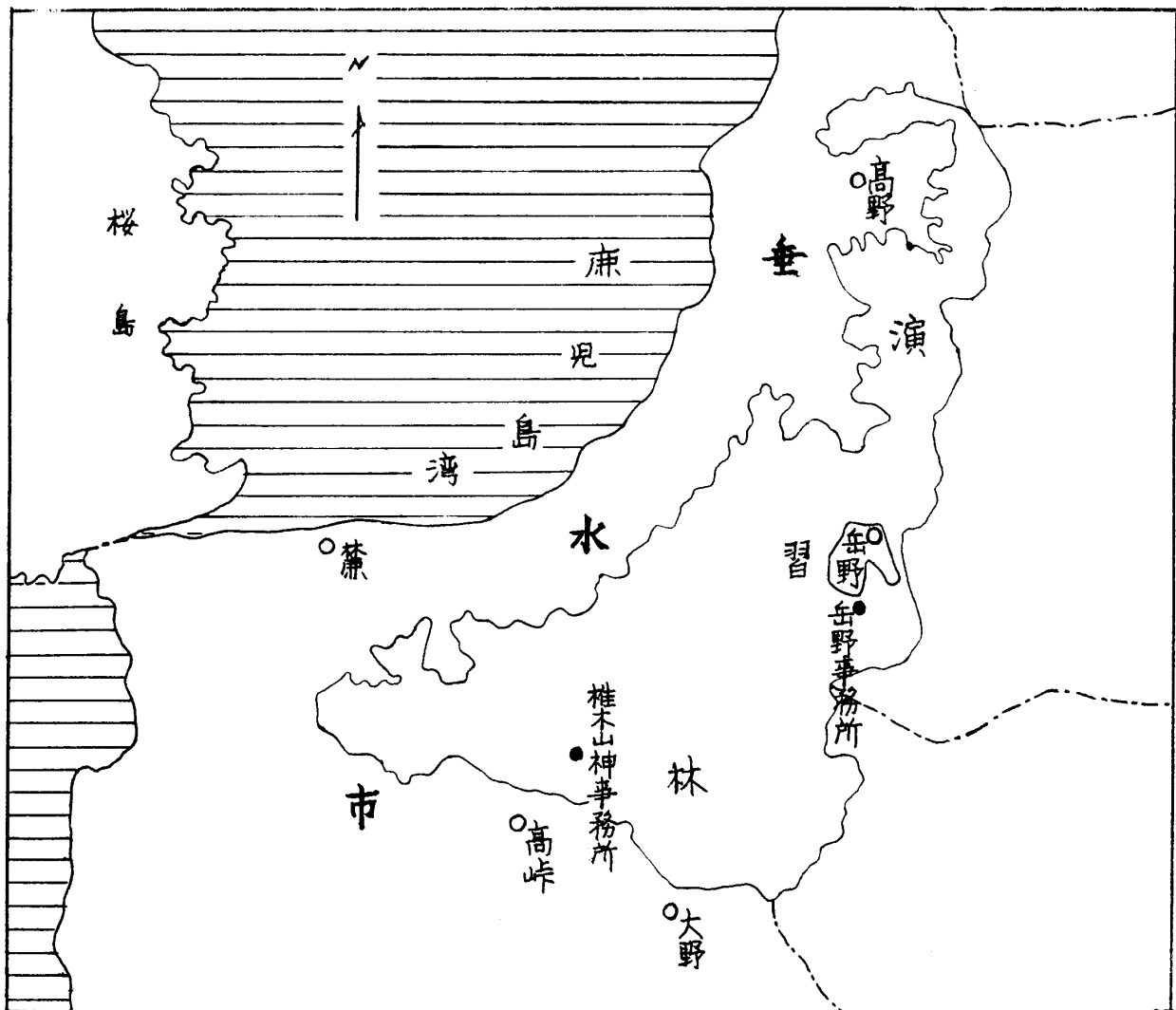
Ⅱ 演習林事業実行と労働力の需要

昭和35年度において、前述のような各種事業が行われたが、各事業別に雇用された労働者数及び支払われた賃金額を見るに、第2表の通りである。

次にこれらの各種事業に雇用された労働者の就業月別人頭数及び延人員を見るに、第3表のようである。

造林事業の実施される時期に多くの労働力を必要とすることは言うまでもないが、第3表より見

高隈演習林と地元部落



第2表 事業種別労働者延人員及び賃金支払額

事業種別	延人員	賃金
素材生産	1,735人	971,838円
造林	7,357	2,710,525
害虫防除	523	173,535
土木	314	110,836
調査	78.75	26,897
学生実習	137.50	44,511
試験研究	11.25	4,134
管理	502.50	182,083
計	10,659	4,224,359

第3表 就業月別労働者人頭数及び延人員

月	人頭数	延人員
35年 4	95	838
5	66	611
6	71	747
7	85	1,376
8	113	1,453
9	57	807
10	35	498
11	38	461
12	68	1,084
36年 1	59	680
2	71	927
3	129	1,177
計	221	10,659

て、労働力需要最少の月でも、演習林全体として、少くとも35人以上の労働者が15日以上就業することが必要であり、この程度の労働力の確保が演習林事業を順調に実施する上から必要と考えられる。しかし演習林は広域であり、労働力を作業区域の最寄部落に求め、日通い労働者として雇用するのが現状であるから、前述最少需要量も作業区域毎に考慮する必要がある。

Ⅲ 労働力供給の実態

1. 労働力の給源及び供給状況

演習林事業に労働力を供給する給源は、演習林内に散在する農家（以下林内部落と呼ぶ。）、並に演習林周辺にある部落である。すなわち、高峠、大野、麓、岳野、高野の各部落である。次にこれらの部落について一べつすると、

（1）林内部落

椎木山神にある演習林事務所を中心として、諸所に点々散在し、多くは演習林より田畑の貸付を受け、耕作に従事している。農業の規模零細で、製炭を営んだり、演習林の事業に従事して生活をたてている。演習林開設当時から、海岸沿いの部落より漸次移住してきたものである。

（2）高 峠

戦後開拓政策による入植者として、大野原原野の開拓を目的として移住してきたもので、当初大島郡出身の海外引揚者が主体をなし、これに地元入植者が加つた。しかし開墾は予定通り進まず、離脱者が多く出た。現在は大野、林内部落からの入植者たちが主体となつて農業を営んでいる。

（3）大 野

大正3年の桜島大噴火の際、その罹災者が国有林の払下を受けて移住してきた。農業の傍ら、副業として製炭を営み、また国有林、演習林事業に出役してきた。ここには中学校、小学校があり、

また農協支所が設けられ、大野原山村地帯の中心部落である。

(4) 麓

鹿児島湾に臨み、桜島と相對している部落であるが、漁業振わず、多く農業に従事している。近年は果樹、蔬菜園芸が盛んである。

(5) 岳 野

演習林岳野事務所に近い部落で、明治20年頃開墾のため、3戸が海岸から入植したが、演習林開設の頃には15戸程度のもが住んでいた。大正3年桜島大噴火の際、降灰の被害によつて若干戸は他に移住したが、その後漸次戸数増加し、戦後4戸が開拓のため入植した。農業の傍ら、製炭を営んでいるが、早くから国有林、演習林事業にも出役してきた。

(6) 高 野

演習林最北部に近く、三方山に囲まれた台地にあつて、農業を主としているが、経営規模の零細なものが多い。

これらの各部落の世帯数、人口を見るに、第4表の通りである。

第4表 部落別世帯数及び人口

(昭和35年10月1日現在)
国勢調査結果

部 落	世帯数	人 口			1世帯当 人 口	備 考
		男	女	計		
林 内	21	37	35	72	3.43	
高 峠	23	61	41	102	4.43	
大 野	63	101	128	229	3.63	
麓	177	306	356	662	3.74	大字麓の内、宮崎小路、中小路、東小路
岳 野	54	125	117	242	4.48	
高 野	36	82	101	183	5.08	

第5表 年 齢 別 人 口

(昭和36年1月1日現在)

年 齢	林 内			高 峠			岳 野		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
14 才 以 下	17	10	27	27	20	47	48	53	101
15 ~ 19 才	4	2	6	4	3	7	9	0	9
20 ~ 29 才	4	7	11	5	3	8	26	14	40
30 ~ 39 才	7	3	10	11	9	20	17	21	38
40 ~ 49 才	1	4	5	3	6	9	12	9	21
50 ~ 59 才	4	3	7	5	5	10	4	4	8
60 才 以 上	1	6	7	5	3	8	11	12	23
計	38	35	73	60	49	109	127	113	240

昭和35年国勢調査報告によれば、1世帯当人口は郡部において平均4.96人になつてゐるが、これらの部落の1世帯当人口は高野を除いて比較的少い。

次にこれらの部落の内、一部であるが、年齢別構成を第5表によつて見ることにしよう。

これらの部落の20～59才の人口を見るに、林内男16、女17、計33、高峠男24、女23、計47、岳野男59、女48、計107で、これを昭和35年国勢調査年齢階級別人口構成比20～59才男50.3%女51.9%、計51.1%と比較して見るに、第6表の通りである。

第6表 年齢階級別人口構成比

部 落	20～59才人口構成比		
	男	女	計
林 内	42.1%	48.6%	45.2%
高 峠	40.0	46.9	43.1
岳 野	46.5	42.5	44.6

第7表 演習林事業に供給された労働者数

部 落	人 頭 数			延 人 員		
	男	女	計	男	女	計
林 内	12	7	19	996	456	1,452
高 峠	17	4	21	1,738	309	2,047
大 野	10	0	10	1,558	0	1,558
麓	19	0	19	353	0	353
岳 野	65	31	96	3,297	389	3,686
高 野	37	8	45	1,247	99	1,346
その他	11	0	11	217	0	217
計	171	50	221	9,406	1,253	10,659

これによつて見るに、20～59才の旺盛なる労働力を持つ年齢階級の人口比較的少く、演習林への労働力給源が決して供給能力に恵まれた給源であるとは言えない。

次にこれらの部落から、昭和35年度演習林事業に供給された労働者数を見るに、第7表の通りである。

これらの労働者は農業を主とする兼業労働者で、大部分林業労働の需要期に短期間就業する半固定労働者である。そして同一労働者が各種作業に従事することが多い。

2. 労働者個人の経歴及び環境

演習林事業に就業する労働者の内、比較的就業日数の多いもの10名を選び、これら労働者個人の経歴及び環境等の諸事情について述べることにする。次に、選ばれた10人につき、一覧的に掲記する。

演習林の地元部落は海岸沿いのものを除き、総じて山間の貧村にして零細農家多く、生活程度も低い。

ここに抽出された人々も、やはり狭少の田畑を耕作し、生活のため、他に何らかの収入を確保する必要のあるものばかりである。高峠へ入植した人たちは元は林内部落の住民、あるいは大野部落の二、三男であるが、ササの繁茂した原野に移住し、懸命の努力にもかかわらず、予定通り開墾進まず、また気象条件悪く、地味瘠悪にして収獲少く、食糧にも事欠く状態であつて、現金収入は炭俵製作等の内職か、あるいは道路工事、民間製炭者の手伝、演習林事業の賃労働に依存しなければならなかつた。

抽出された人たちは、ほとんど出稼の経験を持つものばかりで、多く大阪方面の工場、あるいはダム建設工事等へ出稼したものである。地元の賃労働の機会には国有林の造林事業、演習林の各種事業、あるいは道路工事等である。国有林事業、演習林事業も昭和31年頃までは量的にも、期間的に

部落	番号	年齢	演習林に就いた日数	演習林に就いた主な作業	経 歴	出稼経験	家 庭 事 情	部落内における生活程度	備 考
林内	1	24	224	集運材林 造 林	林内部落で育ち、新制中学卒業後演習林事業に従事した。	昭和32年大阪へ 昭和34年郷帰	独身、母、弟妹4名と同居 農業、田8畝、畑1反	下	母も演習林事業に従事
高峠	2	43	248	伐 木 集運材林 造 林	昭和27年頃大野部落より入植。 農業の傍ら民間製炭の焼夫等にも従事。	?	世帯主、妻子5名同居 農業、	中	開拓農家
〃	3	35	177	集運材林 造 林	林内部落で育ち、昭和27年頃入植。 子供の頃から製炭手伝をした。	数回出稼	世帯主、妻子4名同居 農業	中ノ下	開拓農家
〃	4	26	190	集運材林 造 林	新制中学卒業後家事手伝の傍ら、演習林事業に従事。	数回出稼	世帯主、妻子4名同居 農業	中ノ下	開拓農家
〃	5	34	145	集運材林 造 林	大野部落で育ち、昭和27年頃高峠へ入植。 子供の頃から製炭手伝をした。	出稼経験あり	世帯主、妻子5名同居 農業	中ノ下	開拓農家
〃	6	36	144	集運材林 造 林	大野部落で育ち、昭和27年頃高峠へ入植。 子供の頃から製炭手伝をした。	?	世帯主、妻子4名同居 農業	中ノ下	開拓農家
大野	7	25	222	伐 木 集運材林 造 林	大野で育ち、子供の頃から製炭手伝をし、昭和29年頃から演習林事業に従事した	1～2回 出稼	父母、妻子4名と同居 農業 畑3畝	下	
〃	8	27	232	伐 木 集運材林 造 林	大野で育ち、子供の頃から製炭手伝をした。	出稼経験あり	父母、妹、妻子7名と同居 農業、田2反1畝、畑2反	中	
〃	9	31	234	集運材林 造 林	旧垂水町出身、昭和28、29年頃大野へ移住。 昭和29年頃から演習林事業に従事。	数回出稼	世帯主、妻子4名と同居 日雇	下	
〃	10	34	227	伐 木 集運材林 造 林	旧垂水町出身、戦後大野へ移住。 昭和28年頃から演習林事業に従事。	1～2回 出稼	世帯主、父、妻子4名と同居 農業、畑1反1畝	下	

も限られたものであり、また道路工事も短期間であるから、勢い余剰労働力は出稼にその消化を求める外なかつた。しかし、一般的傾向として出稼者は失業保険金受給の資格が得られると、家事のため帰郷し、受給期間の切れた頃また出稼に出て行く。高峠開拓団のものは現金収入を計るため、農業は家族にまかせて出稼に行き、植付、取入れの農繁期だけ帰えり、それが終るとまた出稼に出る例が多い。

大野部落のものは家族労働を以て副業的に製炭を行つている。

最近演習林の事業量の増加、特に直営の素材生産事業が実施されるようになり、また造林事業も増加して、地元造落の農民には演習林事業に就労の機会が増加した。

Ⅳ 就 業 状 況

1. 作業別就業状況

地元部落から演習林各種作業に出役する労働者の就業状況を見るに、第8表の通りである。

第 8 表 作業別就業人員 (35年度)

部 落	種 別	林 内	高 峠	大 野	麓	岳 野	高 野	そ の 他	計
素 材 生 産	人頭数	7	11	9					27
	延人員	227.625	757.75	749.625					1,735
造 林	人頭数	19	21	10	19	82	44		195
	延人員	952.875	967.25	628.875	293	3,229	1,286		7,357
害 虫 防 除	人頭数	4	12	6		45			67
	延人員	41.5	139	57.5		285			523
土 木	人頭数	8	16	6		8		2	40
	延人員	58	127.5	94.5		14		20	314
調 査	人頭数	5	4	4		15			28
	延人員	20.25	6.5	9		43			78.75
学 生 実 習	人頭数	15	8	6				1	30
	延人員	107	20	7.5				3	137.5
試 験 研 究	人頭数	2	2	1		2			7
	延人員	5.25	2	2		2			11.25
管 理	人頭数	12	13	6	1	22	1	8	63
	延人員	39.5	27	9	60	113	60	194	502.5
計	人頭数	19	21	10	19	96	45	11	221
	延人員	1,452	2,047	1,558	353	3,686	1,346	217	10,659

演習林は面積、交通関係等から、椎木山神と岳野の2つの区域に分ち、それぞれ事務所を置き、事業を実施しているが、それらの事業に従事する労働者は両区域に多少入混じることにはあつても、大体椎木山神事務所の事業には林内、高峠、大野、麓の部落より供給され、岳野事務所の事業には岳野、高野より供給される。そして各部落からの労働者は最寄りの個所の事業に就労するのが通常である。

椎木山神区域は学生寄宿舍があり、交通も便利であり、演習林としての施設も多く、実習、試験研究は主としてこの区域で行われるので、その関係の作業に従事する労働者が少数であるが見られる。

素材生産事業は椎木山神区域で実行されるから、従事する労働者も林内、高峠、大野部落のもので、造林事業は両区域で実行されるが、事業量において岳野区域が大であるから、岳野、高野部落の労働者が多数就業している。

なお第8表において、素材生産事業に従事する労働者は27名であるが、この内10名は主として架線作業等の附帯作業に、2名はトラック輸送に従事して、伐木運材作業には、直接関係しておらない。作業従事日数から見て、伐木運材労働者と見なされるものは10名であり、この内伐木造材を主とするもの4名、運材を主とするもの6名である。その他、造林作業に主として従事するが、短期

間伐木運材、あるいは運材作業に従事するものが5名ある。

なお同一労働者で各種作業に従事するもの多く、伐木造材、運材作業に従事するものが、それらの作業期間外には他の作業にも従事している。実例をあげると第9表のようである。

第9表 伐木造材、運材労働者の就業状況 (35年度例)

部 落	氏 名	就 労 日 数					計
		素 材 生 産			そ の 他		
		伐木造材	集 材 材 材	架線作業等	造 林	そ の 他	
林 内	A	4	161 $\frac{1}{4}$	6	35 $\frac{1}{8}$	17 $\frac{5}{8}$	224
高 峠	B	130 $\frac{3}{4}$	49	4	33 $\frac{3}{4}$	30 $\frac{1}{2}$	248
〃	C	0	110 $\frac{1}{4}$	8	42 $\frac{1}{4}$	17 $\frac{1}{2}$	177
〃	D	0	113 $\frac{1}{2}$	6	44 $\frac{1}{2}$	26	190
〃	E	0	101 $\frac{1}{4}$	6	20 $\frac{1}{2}$	17 $\frac{1}{4}$	145
〃	F	1	98 $\frac{1}{4}$	6	17 $\frac{1}{2}$	21 $\frac{1}{4}$	144
大 野	G	108	52	3	30 $\frac{3}{4}$	28 $\frac{1}{4}$	222
〃	H	122	59	4	26 $\frac{3}{4}$	20 $\frac{1}{4}$	232
〃	I	4	154 $\frac{1}{2}$	8	39 $\frac{1}{4}$	28 $\frac{1}{4}$	234
〃	J	106	58	5	21 $\frac{3}{4}$	36 $\frac{1}{4}$	227

2. 就業日数

演習林労働者の年間就業日数は極めて短く、90日以下が大部分で、しかも30日以下が大半を占めており、その中でも10日以下のものが約半数である。部落別にこれらの関係を見ると第10表のようである。

3. 年齢構成

演習林労働者の年齢構成は第11表に見られる通り、広く各年齢層に行きわたり、50才以上のものも相当数就業しているが、20~40才の働き盛りのものも多く、年齢構成の高齢化というほどの現象は今の所見られない。50才以上のものの従事している作業は主として地拵、植付、下刈、苗床除草、挿穂作り、掘取選苗等の造林、苗圃関係の作業が多く、労働日数は10日以下の短期間のものが約半数であるが、60日以上のもも少数見られる。

なお体力、熟練を必要とする伐木造材、集材運材作業に主として就労する労働者の年齢を見るに、

第10表 就業日数別人員 (35年度)

就業日数	林内			高峠			大野			麓			岳野			高野			その他			計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
10日以下	1		1	4		4				8		8	8	14	19	33	6	2	8	9		9	42	21	63
30日 "	4	4	8	2		2	1		1	9		9	22	9	31	13	6	19				51	19	70	
60日 "				1	2	3	1		1	1		1	11	1	12	8		8	1		1	23	3	26	
90日 "	3	1	4	1	1	2	1		1				9	2	11	10		10				24	4	28	
120日 "				1		1	1		1	1		1	2		2				1		1	6		6	
150日 "	1		1	3	1	4							1		1							5	1	6	
200日 "	2	2	4	3		3	6		6				2		2							13	2	15	
250日 "	1		1	1		1							3		3							5		5	
300日 "				1		1							1		1							2		2	
365日 "																									
計	12	7	19	17	4	21	10		10	19	65	31	96	37	8	45	11			11	171	50	221		

第11表 労働者の年齢構成 (年齢は昭和36年1月1日現在)

年齢	林内			高峠			大野			麓			岳野			高野			その他			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
19才以下	3	1	4	3	1	4	3		3				9	6	15	6	2	8				24	10	34
20～29	3	3	6	5		5	4		4	5		5	26	11	37	13	2	15	6		6	62	16	78
30～39	3	1	4	7	3	10	3		3	3		3	16	7	23	4	3	7	2		2	38	14	52
40～49	1	2	3	1		1				5		5	9	2	11	8	1	9	2		2	26	5	31
50～59	2		2							3		3	2		2	5		5	1		1	13		13
60才以上				1		1				3		3	3	5	8	1		1				8	5	13
計	12	7	19	17	4	21	10		10	19	65	31	96	37	8	45	11			11	171	50	221	

前者において最低25才，最高43才，後者において最低24才，最高36才である。

4. 賃金形態及び賃金収入

(1) 賃金形態

演習林において支払われる賃金形態は日給制と出来高給制に分けられるが，後者はさらに集団出来高制と個人出来高給制によつている。

集団出来高給制によるものは伐木造材及び集材，運材作業，並に一部の下刈作業で，個人出来高給制によるものは採穂，挿穂作り及び挿付作業である。その他の作業は全部日給制である。これらの実績を見るに，第12表の通りである。

第12表 賃金支払実績 (35年度)

賃金形態別	人頭数	延人員	賃金支払額
日給	221	8,638	3,029,415 ^円
個人出来高給	?	?	173,640
集団出来高給 (下刈)	19	296.25	122,313
“(伐木造材)	8	483.75	292,672
“(運材)	17	1,062	606,319
計		10,659	4,224,359

同一労働者にて日給制作業と出来高給制作業の両方に就業するものがあり、また出来高給制作業の内の各種に就業するものがある。

次に労働者1人1日当平均賃金を算出すると第13表の通りである。

この表で見られる通り、出来高給の下刈作業の平均賃金は413円(男子のみ)であつて、これを日給制の下刈作業の平均賃金男365円と比較すると、相当の開きがあつて、出来高給制の方が能率が上るように見られるが、しかし、こ

れは主として両者の1日の労働時間の相違に因るものと判断せられ、日給制が1日規定の労働時間作業するに対し、出来高給制の場合は出来高を上げるため、1日の労働時間を延長することから結果したものと考えられる。

第13表 1人1日当平均賃金 (35年度)

作業別	日給		出来高給	備考
	男	女		
伐木造材	円	円	605 ^円	
運材			571	
苗木圃	362	266		
造林	363	264	(下刈) 413	日給制の下刈作業のみについては男365円、女265円となる。
害虫防除	381	280		
土木	366	268		
その他	369	265		

集団出来高給の集団内部における個人分配基準は伐木、運材、下刈とも全部各人平等になつている。

下刈はともかく、伐木の如きでは各労働者の中で、技術、経験、体力等において、ある程度の個人差があるにもかかわらず、平等基準で分配している。差別を設けることを感情的に好まないのが現状である。

日給制賃金は労働基準局から公表される職種別標準賃金に準拠し、これに附近国有林及び民有林の賃金を参考にして決定し、また出来高制賃金は国有林の標準工期に演習林の実績を加味して工期を算定し、これと演習林の規定賃金とより基準賃金を算出し決定する。

一般に演習林の労働者は国有林の労働者より技術的に未熟であり、能率も低い。この傾向は特に伐木造材、運材事業において顕著である。素材生産事業は開始後年数も浅い関係もあるが、事業量の関係で作業が断続し、労働者は専門的に就労できず、他の作業にも就労する関係上、技能と熟練を必要とする作業には有能な労働者となるに不利な条件がある。しかし一般に演習林の労働者は就業日数は短い、地元部落から供給する半固定労働者である。従つて労働者の性格、身上等につい

ては把握し易い点もあり、また労働者教育も比較的行き易い一面があり、一方作業における種々の条件の改善や現場指導の徹底によつて、労働生産性の向上をはかり、また賃金所得の増大を期することも不可能でないと考えられる。

(2) 賃金収入

演習林労働者の年間賃金収入は就業日数から見てもわかる通り、少額のものが多く、大多数が3万円以下で、1万円以下が大部分を占め、その内でも半数に近いものが3千円以下の収入である。これらの関係は第14表に見られる通りである。

第 14 表 賃 金 収 入 (35年度)

	林内		高峠		大野		麓		岳野		高野		その他		計						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
3千円以下	1	1	3	3			7	7	10	18	28	6	4	10	7	7	33	23	56		
3千～1万円	4	3	7	2	1	3	1	1	10	10	18	10	28	12	4	16	2	2	49	18	67
1～2万円	1	1	2	1	1	2		1	1	19	3	22	10		10			32	5	37	
2～3万円	2		2	2	1	3	2	2		8	8	8	8	1	1	1	23	1	24		
3～4万円	1	2	3		1	1		1	1	2	2	1	1				5	3	8		
4～5万円	1		1	1	1	1	1			1	1			1	1		5		5		
5～6万円	1		1	1	1	1				1	1						3		3		
6～7万円	1		1	1	1	1											2		2		
7～8万円				2	2	2	2			4	4						8		8		
8～9万円										1	1						1		1		
9～10万円				2	2					1	1						3		3		
10～11万円				1	1												1		1		
11～12万円	1		1			3	3										4		4		
12～13万円				1	1	1	1										2		2		
計	12	7	19	17	4	21	10	10	19	65	31	96	37	8	45	11	11	171	50	221	

日給制賃金は1日男子370円、女子260円が普通である。20才以下では年齢に応じて、段階的に賃金が下げられており、男子270円、女子250円が最低である。

V 要 結

1. 高隈演習林は学生教育並に試験研究のため、その一部の区域を提供し、あるいは施業をその目的に沿うよう調整されるが、大部分は大面積の企業的林業経営を目的として経営されている。官庁会計を建て前とするが、収支における一定の均衡を要請されるため、かなりの粗収入の確保を目標として経営されている。

2. 演習林の事業を計画的に実行するためには、一定量の労働力の確保ということが重大問題であるが、演習林の各種作業に従事する労働者は演習林内及び周辺の地元部落から供給される。

3. 演習林の地元部落には、大正3年の桜島爆発によつて土地を失つたための移住者及び戦後開拓によつて入植した人々によつて形成された部落があり、その他の部落も比較的成立の歴史の浅いものが多い。

これらの部落は1世帯当人口及び20~59才年齢層の人口において、共にわが国平均より幾らか少い。この点今後演習林の労働力需要が増加しないととも、地元部落人口の流出、特に青年層の都市、工業方面への流出によつて、地元人口年齢構成の変化のため、労働力、しかも良質の労働力の確保という点から見て不安がないとは言えない。労働力確保のため、根本的対策を考究する必要がある。

4. 演習林の労働者は農業を主とする兼業労働者で、大部分林業労働の需要期に短期間就業する半固定労働者である。大部分のものは就業日数90日以下である。そして同一労働者が各種作業に就労することが多い。地元部落から供給される労働者であるから、全部日通い労働者である。なお、技能的に見て熟練、作業能率に優れた労働者が少い。就労期間が短いとしても、経営成績の向上、また賃金所得の増加のため、労働者教育、現場指導の徹底が必要である。

5. 労働者の作業別就業人員は人頭数及び延人員において、それぞれ221人及び10,659人で、この内造林作業（苗圃を含み、害虫防除を含まず）は人頭数の大部分を占め、また延人員においても最も多く、総数の約69%に当り、素材生産作業は延人員において造林作業に次ぎ、約16%となつている。

6. 労働者の年齢構成は広く各老齢層に行きわたっているが、中でも20~39才の働き盛りのものが多く就業している。特に年齢構成の老齢化というほどの現象は見られない。

7. 賃金は個人出来高給制によるものは採穂、挿穂作り及び挿付作業、集団出来高給制によるものは下刈、伐木造材、運材作業である。その他の作業は全部日給制によつている。日給制賃金は1日男子370円、女子260円が普通である。

演習林労働者の賃金収入はその就労日数の短いことから少額であることは当然である。大多数が年間3万円以下で、1万円以下が大部分である。これらの現金収入は農家所得の内の一小部分に過ぎないが、演習林事業は連年事業であり、就労の機会がほぼ一定している点において、地元零細農家の収入補填のため、副業製炭、国有林事業、土木事業、あるいは出稼等による現金収入と相俟つて、農家経済上重要な意味を持つている。

附 記

本稿は昭和37年に執筆したが、印刷の都合で公表がおくれた。その後演習林の事業量も増加し、労働需要の増大する一方山村人口の流出による労働力の減少、賃金の高騰等、種々情勢の変化が見られるが、これについては後日また改めて発表の機会を持ちたい。